



第6回基本構想審議会を開催します 日時1月15日(木)午後2時 場所市役所第二棟4階第2委員会室 問合せ企画調整課 企画調整担当 ☎551・1528

「工業統計調査」にご協力ください

平成20年12月31日現在で、製造業の活動実態を明らかにすることを目的とした工業統計調査を実施しています。

調査結果は国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料、企業・大学などの研究資料、小・中・高等学校の教材などに広く利用されます。統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、提出していただく調査票には、正確な記入をお願いいたします。

1月中旬から下旬にかけて、調査員が各事業所に伺いますので、ご協力をお願いいたします。

問合せ 総務課法制総務係 ☎551・1576

安全安心まちづくり 今年もみんなまで防犯！

市民の皆さんの防犯意識が高まり、各地域でパトロールなどが行なわれています。「人の目、地域の目」を

自分の街の防火・防災について考えよう！

福生市消防団出初め式

新年恒例の出初め式が行なわれます。ぜひ、お越しください。

当日、午前8時30分に開始の合図でサイレンを鳴らしますので、火災とお間違えのないようご注意ください。

日時1月11日(日)午前10時～

場所第五小学校校庭(雨天の場合は同校体育館)



ふっさ防災展

阪神・淡路大震災を機に制定された「防災とボランティア週間(1月15日～21日)」にあわせて、市では日ごろ忘れがちな家庭の防災について、市の防災対策について、改めてみんなで考える機会となるよう「ふっさ防災展」を開催します。

日時1月17日(土)・18日(日)午前10時～午後7時

※ただし、18日(日)は午後5時まで。

場所福生市プチャラリー(福生駅西口)2階第1展示室

問合せ いずれも安全安心まちづくり課防災係 ☎551・1638

市内の地区別空き巣・ひったくり発生状況

Table with 5 columns: Area, Area (km²), Number of cases, Previous month ratio, Previous year ratio. Rows include 本町, 志茂, 牛浜, 武蔵野台, 福生, 熊川, 北田園, 南田園, 加美平, 東町, 合計.

定着させていくことが最大の防犯です。犯罪を行なうとされている者は人の目を嫌うため、防犯意識の高い地域は狙いません。今年も引き続き、散歩や買い物などに出かけたときには、防犯の意識を持ちながらまわり目を配りましょう。近所の方たちと挨拶を交わすなど、地域の輪を広げながら防犯の輪も広げましょう。※不審な人物を発見したら、迷わず警察(☎110)に連絡しましょう。

問合せ 安全安心まちづくり課地域安全係 ☎551・1691、福生警察署生活安全課防犯係 ☎551・0110

1月の納税

1月は市・都民税(第4期)、国民健康保険税(第7期)、介護保険料(第7期)、後期高齢者医療保険料(第7期)の納期です。2月2日(月)までに納めてください。

口座振替は2月2日(月)に振り替えますので、残高不足に注意してください。

※納期を過ぎると延滞金(年14.6%)が課されます。滞納市税等の差し押さえ物件(土地・建物)の公売結果

平成20年11月11日に行なわれた結果についてお知らせします(左表参照)。

差し押さえ物件(土地・建物)公売結果一覧

Table with 4 columns: Property location, Property type and area, Number of lots, Lowest bid price (including commission). Rows include 大字福生 (2 lots), 大字福生 (4 lots), 加美平二丁目 (1 lot).

※平成20年11月18日に売却決定済です。

延滞金及び還付加算金の計算にかかるとなりました

平成21年1月1日以後の市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢医療保険料の延滞金及び還付加算金の計算にかかるとなりました。率が4.7%から4.5%になりました。

問合せ 収納課 ☎551・1578

1償却資産をお持ちの方へ 毎年1月1日現在、市内に償却資産(事業用資産で法人税または所得税で減価償却の対象になっているもの)を所有している方には、固定資産税が課税されます。

必要事項を記入し1月31日(土)までに課税課へ申告してください。なお、申告用紙が必要な場合は、ご連絡ください。

2家屋を取り壊された方へ 昨年中に家屋を取り壊した場合は、平成21年度から固定資産税及び都市計画税が課税対象外となります。

取り壊した方はご連絡ください。問合せ 1・2ともに課税課 係 ☎551・1614

3出産育児一時金の支給額が増額になります

国民健康保険に加入している方が出産(一定の死産・流産を含む)をしたときは、出産育児一時金35万円を当該世帯主に支給しています。が、分べんに関連して脳性麻痺となった出生児の救済等を目的とした「産科医療補償制度」が創設されたことに伴い、支給額が増額になります。

平成21年1月1日以降の出産から、分べん機関(病院・診療所・助産所)が産科医療補償制度に加入している場合は、3万円を加算して38万円を支給します。

問合せ 保険年金課係 ☎551・1640、後期高齢医療係 ☎551・1767

※産科医療補償制度に加入していない分べん機関の場合は加算されません。対象 ①分べん者が出産の日まで引き続き6か月以上国民健康保険に加入していること ※国保資格取得前の出産や資格喪失後の出産、他の保険(勤務先の保険など)から給付を受けられる方は対象になりません。

②妊娠85日以上の出産であること 申請に必要なもの 保険証、出生証明の記載がある母子手帳(死産・流産の場合は医師の証明書)、産科医療補償制度登録証、印鑑、口座番号(世帯主名義)のわかるもの

問合せ 保険年金課係 ☎551・1640

4国民健康保険・長寿(後期高齢者)医療保険料の納付方法の変更について

国民健康保険・長寿(後期高齢者)医療保険料の納付方法は、一定の条件に当てはまる方のみ、年金天引きから口座振替に変更ができましたが、平成21年4月の支払い分から、どなたでも口座振替に変更できるようになります。

口座振替を希望される方は手続きが必要となりますので、1月末までに保険年金課の窓口へお越しください。

問合せ 保険年金課係 ☎551・1640、後期高齢医療係 ☎551・1767

年金だより

老齢年金を受けている方に源泉徴収票を送付します

老齢基礎年金や老齢厚生年金などは、所得税法上「雑所得」として取り扱われ、課税の対象となります。

そのため、社会保険業務センターでは、平成20年の年金の支払総額や介護保険料額、源泉徴収額などを記載した「公的年金等の源泉徴収票」を1月中旬より送付します。

「公的年金等の源泉徴収票」は、所得税が源泉徴収されたか否かに関わらず、老齢基礎年金や老齢厚生年金を受けている方全員に送付されます。

2つ以上の年金を受けている方や公的年金以外に所得がある方は、確定申告をする際にも必要となりますので、大切に保管してください。

問合せ 年金ダイヤル ☎0570・05・1165 ※ I P 電話・PHSからは ☎03・6700・1165

納めすぎた保険料をお返しします

平成17年3月以前に、60歳を過ぎて国民年金に任意加入されていた方で、満額の老齢基礎年金を受給するために必要な月数を超過して保険料を納付されていた場合、納めすぎた保険料をお返しすることになりました。

手続きについては、社会保険事務所に「申出書」と「国民年金保険料還付請求書」を提出していただきます。

なお、ご本人がすでに亡くなっている場合は、相続人でも手続きできます。

問合せ 青梅社会保険事務所 ☎0428・30・3414

青梅税務署からのお知らせ

所得税の還付申告について

1月5日(月)から医療費控除、住宅を新築・購入・増改築等した方で、住宅借入金等特別控除等で、所得税の還付申告の相談・受け付けを行ないます。

問合せ 青梅税務署(河辺駅下車徒歩6分) ☎0428・22・3185

事業主の皆さん、平成20年分の法定調書の提出期限は1月31日です

給料、退職手当、報酬、不動産の使用料などの支払者は、支払先の住所、氏名、支払い金額などを記載した書類(「法定調書」と言います)を税務署に提出することになっています。平成20年中に俸給、給料、賃金などの給与等を支払った場合には、支払者は「給与所得の源泉徴収票」を作成し、2月2日までにすべての受給者に交付するとともに、一定金額以上の受給者のものについては、税務署に提出することになっています。

また、「給与所得者の源泉徴収票」と同時に複写作成される「給与支払報告書」は、金額の多少に関わらず、平成21年1月1日現在の受給者の住所地の市町村へ2月2日までに提出してください。

法定調書は、期限内に、記載誤り、記載漏れのないように提出してください。特に、「税務署番号」及び「整理番号」欄の記載漏れには注意してください。

提出は、磁気テープ・磁気ディスク(フロッピー・MO)ですることができますが、税務署へ承認申請書等の手続きが必要となりますので、お問い合わせください。

問合せ 青梅税務署個人課税第1部門資料情報担当 ☎0428・22・3185

市役所課税課市民係 ☎551・1511